

様式第 9 号 (刑訴第 223 条, 第 198 条)

(乙)

供 述 調 書

住 居 [REDACTED] 電話 )

職 業 会社員

氏 名 瞿 曇 義 夫

昭和 23 年 6 月 12 日生 (55 歳)

上記の者は、平成 15 年 9 月 7 日 大分南警察署

において、本職に対し、任意次のとおり供述した。

1 私は今話した住居地に

住んでおり、平成 14 年 3 月に本社が東京にある

を退職し、同年 6 月から株式会社東芝の 100 パーセント子会社  
で 会社である

をしております。

2 私が、

平成 12 年末頃

に、大分県湯布院町発注の

防災行政無線施設設置工事、通称防災無線工事

の指名競争入札があり、当社は指名を受けたものの落札受注でき

大 分 県 警 察

大分県

れ悪いことはよく分かっています。
しかし実情は、指名を受けた後に、このように指名業者間で話し合いが行われ、あらかじめチャンピオンと呼ばれる
落札予定業者
が指名業者間で決められているのです。
そうすることで、指名業者は競争することなく、確実にしかもより高い金額で落札受注できるのです。
このような電話連絡は、それまで他社よりも切り込んだ営業活動を活発に行い、受注を強く希望する会社を中心になって行っております。
それで、今回の場合は、沖電気工業が実施設計などの設計会社との協力を取り付けていたことなどから、こうして当営業部に電話を架けて来たのです。
しかし、当支社では受注権を主張できる材料はなく、検討した結果は、先程話したとおりの結論に達し、受注を完全にあきらめることにしたのです。
このような決定権は、当時当営業部部長だった私にありました。
その後の12月14日か15日頃、沖電気の大谷さんから塩崎宛に、
検討頂いたでしょうか。
との電話が架かり、塩崎が
分かりました。
旨伝えると、大谷さんから

大 分 県 警 察

<p>それでは、2, 6 以上でお願いします。</p>	
<p>などと言われたとの報告を受けています。</p>	
<p>これは、</p>	
<p>自社はそれより低い金額で入札をするので、東芝さん</p>	
<p>は2, 6 億円以上で入札してください。</p>	
<p>という意味であり、あまり多くを話さなくても営業の世界では、</p>	
<p>この程度の言葉でピンと来るのです。</p>	
<p>それで、当営業部において入札金額につき検討した結果、</p>	
<p>先に概算で、2 億7 0 0 0 万円</p>	
<p>という金額を弾き出していたことから、この金額で入札すること</p>	
<p>に決めました。</p>	
<p>入札金額の決定権も私にあり、私がこの金額で行くように指示</p>	
<p>したのです。</p>	
<p>それで、入札日の1 2 月1 8 日は、</p>	
<p>当営業部主任の坂口和也</p>	
<p>を湯布院町に行かせて応札させております。</p>	
<p>入札の結果は、帰社した坂口から、</p>	
<p>沖電気工業が2 億4 0 0 0 万円で落札した。</p>	
<p>三菱電機が入札を辞退した。</p>	
<p>との報告を受けております。</p>	
<p>この入札の結果については資料7 の中にあり、その資料を見る</p>	
<p>と、</p>	
<p>日本無線株式会社九州支社</p>	<p>287,000,000</p>

大 分 県 警 察

	沖電気工業株式会社九州支社	249,500,000
	株式会社日立国際電気九州支社	268,000,000
	株式会社東芝九州支社	270,000,000
	富士通株式会社大分支店	310,000,000
	三菱電機株式会社九州支社	辞退
	落札者 沖電気工業株式会社九州支社	
	落札金額	249,500,000
	となっており、沖電気工業株式会社九州支社が	
	2億4,950万円	
	により、1回目で落札していることが確認できます。	
15	こうして入札が終わったのですが、当日かその翌日頃大塚経由	
	で、	
	入札の結果に古山が「何で俺の言った通りの数字で入	
	札しなかったのか。」などと言って激怒している。	
	私では手に負えませんので来てくれませんか。	
	との連絡があり、翌19日に私、塩崎、大塚で古山さん方に行っ	
	たのです。	
	資料1を見ると、12月19日の欄に	
	湯布院 問題発生！！ 古山さん宅へ	
	と記載しており、また資料8からもこの日に私、塩崎、大塚の3	
	人で古山さん方に行っていることが確認できます。	
	私自身は、古山さん方に行くのはこのときが初めてでした。	
	古山さん方は、自宅兼事務所になっており、3人で事務所の方	

大 分 県 警 察

を受けて、当支社の概算を弾き出したときに、

当社ではどうしようもできない。

と最終決断のうえ下りることを決定し、沖電気工業にこの工事を譲ったのです。

日 塚 義 夫

以上のとおり録取して閲覧してよろし、誤りのないことを申し立て署名押印した。

前 同 日

大分県警察本部 刑事部 捜査第二課

司法警察員 警部補 小島 幹夫

大 分 県 警 察